

給額（同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合 百分の五

## 二 前号に掲げる場合以外の場合 百分の三

4 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した革新的情報産業活用設備については、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、革新的情報産業活用設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる革新的情報産業活用設備の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された革

新的情報産業活用設備の取得価額を限度とする。

7 その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第二章（税額の計算）」とあるのは、「第二章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の五第三項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第二項第一号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同項各号に掲げる場合の区分その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「当該超える」を「その超える」に改め、同項第五号中「又は第四項」を削り、「それぞれ同条第三項」を「同項」に改め、「又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前条第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 第十条の五の四第二項の規定 同項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十三の二 前条第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額又は同条第二項」を「又は同条第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の二を同項第七号とし、同条第二項中「第十条の二第四項、一」を削り、同条第三項中「第十条の二第五項」を削り、同条第五項中「前項」を「第四項及び前項」に改め、「判定」の下に「第五項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定」を加え、「同項から」を「第一項から」に改め、「まで」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 個人（第十条第八項第五号に規定する中小事業者を除く。第一号及び第二号において同じ。）が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（以下この項及び次項において「対象年」という。）において第一項第一号、第三号、第四号、第七号又は第十三号の二に掲げる規定（以下この項及び次項において「特定税額控除規定」という。）の適用を受けようとする場合において、当該対象年において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき（当該対象年（事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない年に限る。以下この項において「特定対象年」という。）の年分の事業所得の金額が当該特定対象年の前年分の事業所得の金額以下である場合として政令で定める場合を除く。）は、当該特定税額控除規定は、適用しない。

- 一 当該個人の第十条の五の四第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額が当該個人の同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を超えること。
- 二 当該個人の第十条の五の四第三項第七号に規定する国内設備投資額が当該個人の同項第八号に規定する償却費総額の百分の十に相当する金額を超えること。

6 前項に規定する個人が対象年において特定税額控除規定の適用を受ける場合（同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。）における第十条第十項、第十一条の四第六項及び前条第六項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

第十一條第一項の表に次の一号を加える。

四 工エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第一項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下この号において「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機	当該再生可能エネルギー発電設備等	百分の二十
---	------------------	-------

械その他の減価償却資産（以下この号において「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産で当該再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内にある事業の用に供する個人（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する個人その他の政令で定める個人に該当するものを除く。）

第十三条第一項中「平成三十年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に、「以下この条」を「第三号口及び第三項」に改め、「当該障害者使用機械等のうち」及び「同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の」を削り、同項第三号イ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同条第二項中「とする。」を削り、同条第三項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者」を「第三十七条第二項に規定する対象障害者」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に改め、「同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時間労働者（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を削り、同項第四号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」を「及び対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

第十三条の二を削る。

第十三条の三第二項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に、「第十三条の三第一項」を「次条第一

項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(企業主導型保育施設用資産の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間に、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第六条の二第十二項に規定する業務（以下この項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の一第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において

「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその保育事業の用に供した場合を除く。）は、その保育事業の用に供した日（以下この項において「供用日」）という。）以後三年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後三年以内でその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産について同項の規定により計算した償却費の額で当該対象期間に係るものとの百分の百十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百十五）に相当する金額以下の金額で、当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

- 2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける企業主導型保育施設用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十二条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「計算上当該」を「計算上、当該」に改める。

第十九条第一号中「第十条の五の三」の下に「第十条の五の五」を加える。

第二十条第一項中「平成三十年」を「平成三十二年」に、「この条」を「この項から第三項まで」に、「同法第七条第一項及び」を「同条第一項及び」に、「その年分」を「その積立てをした年分」に改め、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改める。

第二十条の二第一項中「同法第十五条第一項」を「第十五条第一項」に、「平成三十年三月三十日」を「平成三十二年三月三十日」に、「この条」を「この項から第三項まで」に、「金額は、当該」を「金額は、その」に改め、同条第三項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合 その」を「場合（前二号に該当する場合を除く。） その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合 その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合 その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第二十四条の二第一項中「個人で、」を「個人で」に、「もの（第三項）」を「もの（第三項第一号）」に、「平成三十年三月三十日」を「平成三十二年三月三十日」に、「補助金（以下この項）」を「補助

金（第一号）に、「認定就農計画（第三項）を「認定就農計画（第二項第一号イ）に、「。以下この項」を「。第一号」に改め、同項第二号中「当該積立て」を「その積立て」に改め、同条第三項中「第四号」を「第二号又は第四号」に、「同号」を「第二号イ若しくはロ又は第四号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」といいう。）をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 認定計画等の定めるところにより農用地等の取得等をした場合 その取得等をした日における農業經營基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ 農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウエアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。） その取得等をした日における農業經營基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第二十四条の三第一項第一号イ中「おいて同条第二項又は第三項」の下に「（第一号口に係る部分を除く。）」を加える。

第二十五条の二第三項第一号を次のように改める。

一 五十五万円

第二十五条の二第五項中「第三項」の下に「（第四項の規定により、同項第二号に掲げる要件を満たしている者について適用する場合を除く。）」を加え、「に同項の」を「に第三項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する個人が同項に規定する場合に該当する場合において、次に掲げる要件のいづれかを満たすものであるときは、同項第一号中「五十五万円」とあるのは、「六十五万円」として、同項の規定を適用することができる。

一 その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四

条第一項又は第五条第一項の承認を受けて、財務省令で定めるところにより、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同条第七号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つてること。

二 その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（前項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び前項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。

第二十六条第二項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同項第二号及び第四号中、「介護保健施設サービス」の下に「若しくは介護医療院サービス」を加える。

第二十七条中「六十五万円」を「五十五万円」に、「区分した」を「区分をした」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成三十年三月三十日」を「平成三十二年三月三十日」に改め、同条第五項中「の規定の適用がある場合における同項」を削る。

第三十条の二第一項中「平成三十年」を「平成三十二年」に改める。

第三十一条第一項中「構築物（以下第三十二条）」を「構築物（以下同条）」に、「第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五」を「第三十七条の六まで、第三十七条の八及び第三十七条の九」に改める。

第三十一条の二第四項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十七条の七、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」を「第三十七条の八若しくは第三十七条の九」に改める。

第三十三条第一項中「及び第三十七条の九の五」を削り、「以下第三十七条の九の五」を「以下第三十七条の九」に改める。

第三十三条の三第三項中「第三十七条の九及び第三十七条の九の五第八項」を「第三十七条の八第四項及び第三十七条の九第八項」に改める。

第三十三条の六第一項中「第三十七条の六及び第三十七条の九」を「及び第三十七条の六」に改める。

第三十四条第一項中「第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改める。

第三十四条の二第一項中「第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改め、同条第二項第三号中「平成二十九年十二月三十日」を「平成三十一年十二月三十日」に改める。

第三十四条の三第一項中「第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改める。

第三十五条の見出しを削り、同条第二項第一号中「第三十七条の七、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」を「第三十七条の八若しくは第三十七条の九」に改める。

第三十五条の二第一項中「第三十七条の七又は第三十七条の九の四」を「又は第三十七条の八」に改める。

第三十六条の二第一項中「平成二十九年十二月三十日」を「平成三十一年十二月三十日」に、「第

三十七条の七、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改め、同条第二項中「平成二十九年十二月三十日」を「平成三十一年十二月三十日」に改める。

第三十六条の五中「平成二十九年十二月三十日」を「平成三十一年十二月三十日」に、「場合（以下この条）を「場合（第一号）に改める。

第三十七条第一項中「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に改め、同条第十項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第三十七条の四中「第三十七条の七、第三十七条の九及び第三十七条の九の四」を「及び第三十七条の八」に、「場合（以下この条）を「場合（第一号）に改める。

第三十七条の六第一項中「この条、次条及び第三十七条の九」を「この項及び第四項」に、「この条に」を「この項、第四項及び第五項に」に改め、同条第四項中「次項まで」を「この項及び次項」に改める。

第三十七条の七を次のように改める。

第三十七条の七 削除

第三十七条の八から第三十七条の九の三までを削る。

第三十七条の九の四第一項中「（以下この項）」の下に「及び第三項」を、「ものを除く。以下この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「第三十七条の七第五項並びに第三十七条の九」を削り、

同項の表第三十七条第六項の項及び第三十七条第七項の項中「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に改め、同表第三十七条の七第五項の項、第三十七条の九第一項の項及び第三十七条の九第二項の項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項において準用する第三十七条第六項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得した特定普通財産（次項及び第五項において「交換取得資産」という。）の明細に関する財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の規定の適用を受けた者の交換取得資産について、当該交換取得資産を取得した日以後その譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。次項において同じ。）、相続、遺贈又は贈与があ

つた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（所有隣接土地等の第一項の交換に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一 第一項の交換により交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額のうち当該交換差金に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第一項の交換の日において当該交換により譲渡した所有隣接土地等の価額が交換取得資産の価額に等しい場合 当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に相当する金額

三 第一項の交換により交換取得資産を取得した場合（交換差金を支払った場合に限る。） 当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に当該交換差金の額を加算した金額に相当する金額

5 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を

記載するものとする。

第三十七条の九の四を第三十七条の八とする。

第三十七条の九の五第一項中「第三十七条及び第三十七条の七」を「及び第三十七条」に改め、同条を第三十七条の九とする。

第三十七条の十三の二の次に次の二条を加える。

(特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十三の三 個人が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）の行つた当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資